

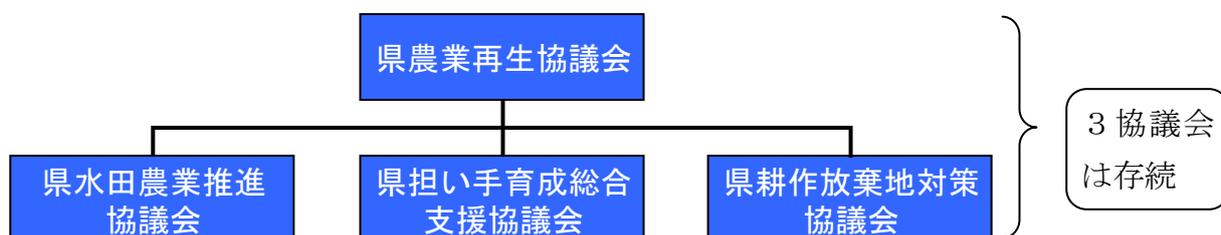
神奈川県農業再生協議会設立の経緯等

I 端緒

農業者戸別所得補償制度推進事業の実施にあたっては、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱第2の1(3)に基づき、事業実施主体を県水田農業推進協議会（以下、県水田協という。）から県農業再生協議会（以下、県再生協という。）に移行することが必要となった。

II 経過

本県では、これまで関東農政局横浜地域センター及び関係機関と調整し、次の図に示す県再生協発足に向け準備



23年6月21日	国から組織体制等について指導が入る。
23年6月22日	県再生協準備会では、詳細は後日報告することとした。
23年7月11日、25日	県農業協同組合中央会と県との調整。
23年9月2日	県再生協準備会を開催し、推進体制の変更について調整。
23年12月15日	県水田協担当者会議開催
23年12月20日	県水田協幹事会開催
23年12月26日	県水田協総会開催 (県再生協水田部会として県再生協に加わることについて承認)
24年2月6日	県再生協設立準備担当者会議開催
24年2月10日	県再生協準備会開催

III 国からの指導

農業者戸別所得補償制度推進事業の組織体制等について、次のとおり国から指導があった。

1 事業実施主体

県水田協及び地域水田協は、平成23年度限りの経過措置として、事業実施主体となることが可能だが、年度末をもって事業実施主体としては存続不可能となる。

2 財産の移行

県再生協が設立した時点で、県水田協の財産は県再生協に移さなければならぬ

い。

IV 経過を踏まえた対応

1 県再生協設立まで

県再生協設立までは経過措置として、県水田協が引き続き事業を実施
(5月30日の県水田協総会にて本年度の事業を決定)

2 県再生協設立時期

2月27日に総会開催、3月下旬に県水田協から財産を移行(予定)

3 県再生協設立後の体制

県水田協は県再生協水田部会として位置づけ、県再生協設立後、県水田協は解散予定。

〔 県担い手育成総合支援協議会及び県耕作放棄地対策協議会は、県再生協に会員として加わる。 〕

県再生協の体制(予定)

